

福岡県公報

平成二十八年五月六日
第三千七百八十九号
増刊 ①

目次

規則 (第五十三号)

○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課) ……一

選挙管理委員会

○政治団体の設立届 (市町村支援課) ……一

○政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……二

○政治団体の解散届 (市町村支援課) ……三

○資金管理団体の指定届 (市町村支援課) ……四

○資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……四

○資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) ……五

再掲

○福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) ……五

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局任用課) ……六

規則

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年五月六日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十三号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則(昭和五十二年福岡県規則第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表第一に次のように加える。

ドックラン	筑後広域公園	一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後五時まで
-------	--------	-----------------	--------------

附則

この規則は、福岡県都市公園条例の一部を改正する条例(平成二十八年福岡県条例第二十一号)附則ただし書の規則で定める日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年五月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体 の名称	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務 所の所在地 (第一号)	公職の種類 の候補者の 氏名及び公職の 種類(第二号)	届出年月日
-------------	------------	--------------	-------------------------	--------------------------------------	-------

たけうち 信昭後援 会	竹内 信昭	末広	福岡県福岡 市博多区千 代四―二九 ―五一河野 ビル二階	福岡県福岡 参議院議員 竹内 信昭、参 議院議員	二、 五
-------------------	-------	----	--	-----------------------------------	---------

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 の氏名	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
----------------	------------	--------------	------------	-------

田中建一後援会	田中 建一	池水富士也	福岡県行橋市西宮市三十七―一六 二八、二、一七	
---------	-------	-------	----------------------------	--

藤木しんや福岡県後 林 裕二 佐藤 涉子 福岡県福岡市中央区天神四一 二八、二、四
○一—二

福岡県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年五月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 大牟田支部	田中 秀子	会計責任者の氏名	田中 善信	平川 照二	二七、二二、二八
自由民主党 嘉麻市支部	吉原 太郎	会計責任者の氏名	小林 直樹	松岡 明	二八、二、一五
自由民主党 田川市支部	津島 潔	会計責任者の氏名	重藤 知司	津島 潔	二八、一、六
自由民主党 太宰府市支部	柳原 莊一郎	主たる事務所の所在地	福岡県太宰府市水城三十一—一— 条二丁目六—二〇— 一—二〇四	福岡県太宰府市五二八、一、二八	二八、一、二八
自由民主党 筑紫野市支部	横尾 秋洋	会計責任者の氏名	波多江 祐介	下成 正一	二七、七、一
自由民主党 福岡県北九州市小倉南区第一支部	吉村 悠	会計責任者の氏名	清弘 圭子	木下 正秋	二七、四、一
自由民主党 福岡県自動車販売支部	金野 誠	代表者の氏名	金野 誠	有田 耕一	二七、五、二二

車販売支部

日本共産党 京築地区委員会
山下登美子 代表者の氏名
山下登美子 会計責任者の氏名
山下登美子
村上 勝二 二七、八、三〇
村上 勝二

日本共産党 福岡西部地区委員会
川原 康裕 代表者の氏名
川原 康裕 会計責任者の氏名
川原 康裕
井石 貞雄 二七、七、一
中島 英樹

日本共産党 八幡戸畑遠賀地区委員会
大中 博文 代表者の氏名
大中 博文 井藤 利昭 二七、三、三一

民主党福岡県第1区総支部
山本 剛正 政治団体の名称
民主党福岡県第1区総支部
民主党福岡県第1区総支部
二八、二、一

民主党福岡県第5区総支部
楠田 大蔵 政治団体の名称
民主党福岡県第5区総支部
民主党福岡県第5区総支部
二八、二、一

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

あらい高雄後援会
新井 高雄 会計責任者の氏名
梶原 健児 城島加代子 二七、五、一

井上幸春後援会
井上 幸春 会計責任者の氏名
井上 紀子 楠根 直子 二八、二、一

上村和男後援会
高田 康弘 代表者の氏名
高田 康弘 小倉 信一 二八、二、一五

梅崎和弘後援会
堤 輝男 会計責任者の氏名
荒巻 武 金子 正道 二八、二、一

粕屋薬剤師連盟
馬場 智弘 代表者の氏名
馬場 智弘 上田 秀世 二八、二、二

福岡県農政連 三潞町支部	喜田 秀勝 代表者の氏名 會計責任者の 氏名	喜田 秀勝 丹部 哲男 宮原 隆 石井 公司	二七、 五、一九
福岡県医薬品 登録販売者政 治連盟	熊 弘幸 主たる事務所 の所在地	福岡県福岡市博 多区博多駅前三 一五―一六神山 ビル三階三〇三 号	二八、 二、五
高橋義彦後援 会	前田 和憲 代表者の氏名 會計責任者の 氏名	前田 和憲 谷口 遙 越智 拓生 松田 徳	二八、 一、二九
しんばる善信 後援会	秋山 富雄 代表者の氏名	秋山 富雄 福田 喜吉	二八、 二、一三
近藤末治後援 会	近藤 正一 主たる事務所 の所在地	福岡県柳川市東 蒲池一四五― 一 蒲池六〇九― 一	二七、一〇、 一
小林義憲後援 会	小林 義憲 會計責任者の 氏名	小林加代子 米谷 涼一	二八、 一、九
幸福実現党行 塚後援会	西垣内 謙 會計責任者の 氏名	川上 憲信 佐藤 浩	二七、 八、一
幸福実現党飯 塚後援会	藤岡 準子 會計責任者の 氏名	吉富 安彦 山野 貴弘	二八、 二、二四
玄洋浪士會	坂田 博 主たる事務所 の所在地	福岡県福岡市博 多区板付三一― 〇―二〇二 区箱崎ふ頭三一 七―八一―〇五 号	二八、 一、一
木下幸子後援 会	木下 幸子 會計責任者の 氏名	木下 健一 大平 陽子	二八、 二、一〇

福岡県農政連 八女支部	中富 直俊 代表者の氏名 會計責任者の 氏名	中富 直俊 中富 直俊	二八、 二、二五
福岡県農政連 八女支部上陽 地区	木下 喜之 代表者の氏名 會計責任者の 氏名	木下 喜之 角田 頼昭 江上 富男 木下 喜之	二七、 八、一
福岡県農政連 八女支部広川 地区	中村 政光 代表者の氏名	中村 政光 山下喜次郎	二七、 八、二〇
福岡県農政連 八女支部八女 地区	住吉 高男 代表者の氏名 會計責任者の 氏名	住吉 高男 北原 博文 池田 和本 住吉 高男	二八、 二、一七
藤井よしひろ とどろぐり政 治プロジェクト	藤井 芳広 主たる事務所 の所在地	福岡県糸島市志 摩桜井四四六〇 ―一二二 原中央二―三― 六〇十方ハイッ ト 一〇二	二八、 二、一
ふるや宏治後 援会	古屋 宏治 會計責任者の 氏名	古屋 宏治 今泉 正敏	二八、 二、一八
光安力後援会	高月 克宏 代表者の氏名	高月 克宏 田平 晃雄	二八、 二、五
よしとみ和枝 後援会	早川 慎二 主たる事務所 の所在地	福岡県小郡市上 西鱒坂二二九― 三四 保一三〇九― 一 一 さや団地七―四 〇―一	二八、 二、一七
わたなべ文敏 後援会	竹宗 進造 代表者の氏名 會計責任者の 氏名	竹宗 進造 渡邊 秀 辰嶋 一明 植田 正世	二八、 二、二

福岡県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治
団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年五月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
ありおか利文後援会	田中 一夫	二八、二、一
一ノ瀬小夜子後援会	森下 宏人	二八、二、一五
井上かずのり後援会	井上 一徳	二七、一一、三〇
岩城俊郎後援会	岩城 俊郎	二七、一一、三二
うのやすお後援会	卯野 泰生	二八、一、三二
北嶋雄二郎後援会	北嶋雄二郎	二八、二、一〇
こうの敏昭後援会	向野 秀樹	二七、一一、三二
古賀健一後援会	古賀 健一	二八、二、一〇
古賀みちお後援会	古賀 道雄	二七、一一、三二
田中建一後援会	田中 建一	二八、一、三
鶴隆治郎後援会	平 隼太郎	二七、一一、三二
寺尾高良後援会	田中 修一	二八、一、三二
都市問題研究会	伊藤 嘉人	二七、一一、三二
中島富定後援会	中島 富定	二七、一〇、一
永野義人後援会	永野 義人	二七、一一、三二
永水たみお後援会	永水 悟	二八、二、四
中村訓八後援会	青井 龍夫	二八、二、一五
みらい党	明石健太郎	二七、一一、三二

みらい党明石健太郎後援会 明石健太郎 二七、一一、三一

やまぐら敏明後援会 山倉 敏明 二八、一、三〇

福岡県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年五月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
竹内 信昭	参議院議員	たけうち信昭後援会	福岡県福岡市博多区千代四一二九一	二八、二、一
田中 建一	行橋市議会議員	田中建一後援会	福岡県行橋市西宮市三二七一六	二八、一、四

福岡県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年五月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新 旧	異動年月日

小田 武人 おだたけと後援会 公職の種類 現職 候補者 一九、五、一

小田 英俊 小田英俊後援会 公職の種類 現職 候補者 十一、四、三十

近藤 進也 こんどう進也後援会「むぎの会」 政治団体の名称 こんどう進也後援会「むぎの会」 二六、四、二四

「 公職の種類 水巻町議会議員 水巻町長候補者 二七、五、一

現職

齊藤 守史 さいとう守史後援会 公職の種類 現職 候補者 十八、四、二三

「 公職の種類

藤井 芳広 藤井よしひろと主たる事務所 福岡県糸島市志 二八、二、一

どんぐり政治プロジェクトの所在地 摩桜井四四六〇 原中央二一三一 六〇十方ハイツ 一〇二

公職の種類 現職 候補者 二六、二、十四

福岡県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年五月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 取消年月日

伊藤 嘉人 都市問題研究会 二七、一一、三二

卯野 泰生 うのやすお後援会 二八、一、三二

北嶋雄二郎 北嶋雄二郎後援会 二八、二、一〇

古賀 健一 古賀健一後援会 二八、二、一〇

古賀 道雄 古賀みちお後援会 二七、一一、三一

永野 義人 永野義人後援会 二七、一一、三一

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年四月十八日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行

福岡県人事委員会規則第二十九号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」の下に「第十七条の四」を加える。

第十条第一項中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の前に次の一号を加える。

一 係長（係長相当職を含む。）以上の職

同条第二項中「前項第七号及び第八号」を「前項第八号及び第九号」に改める。

第十四条第三項中「第十条第一項第七号及び第八号」を「第十条第一項第八号及び第九号」に改める。

第十七条を次のように改める。

（昇任試験又は昇任選考を行う職）

第十七条 法第二十一条の四に規定する昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）又は選考（以下「昇任選考」という。）を行うものとして人事委員会規則で定める職は、次の各号の区分に従い当該各号に定める職とする。

一 昇任試験を行う職 警察官の警部、警部補及び巡査部長の職

二 昇任選考を行う職 次に掲げる職

イ 係長（係長相当職を含む。）以上の職

イ 係長（係長相当職を含む。）以上の職

ロ 警察官を除く警察職員の巡査部長相当職以上の職
ハ 警察官の警視の職

二 前号に掲げるもののほか、別に人事委員会が定める職
第十七条の次に次の三条を加える。

(昇任試験の種類等)

第十七条の二 昇任試験の種類、試験種目、試験の施行方法等は、別に人事委員会が定める。ただし、第三十八条の二第一項の規定により任命権者に委任した昇任試験に係るものについては、当該任命権者の定めるところによる。

(昇任選考の特例)

第十七条の三 第十七条の規定にかかわらず、次に掲げる場合に該当する者をもって補充しようとする警部、警部補及び巡査部長の職への昇任は、選考によることができる。

一 警察官が命をとしてその職務を遂行し、そのために危篤の状態にある場合又は再び警察官としての職務を遂行することができないまでに著しい障害の状態となった場合
二 勤務成績が特に優秀と認められる警察官が危篤の状態にある場合
三 二十年以上勤務して退職しようとする警察官で、勤務成績が特に優秀と認められる場合

四 勤務上抜群又は顕著な功労があった警察官で、人事委員会が適当と認める場合

(昇任選考の方法及び実施)

第十七条の四 第十二条、第十三条並びに第十四条第一項及び第二項の規定は、第十七条第二号の昇任選考の場合に準用する。この場合において、第十二条、第十三条及び第十四条第一項の「採用選考」は「昇任選考」と、第十四条第一項の「採用」は「昇任」と読み替えるものとする。

第二十一条中「第三十六条」を「第三十六条及び第三十八条の二」に改める。

第二十六条中「第二十九条第一項第三号」を「第二十四条第一項第三号」に改める。

第三十七条第一項第一号中「第十条第一項第二号から第四号」を「第十条第一項第三号から第五号」に改める。

第三十八条の次に次の二条を加える。

(昇任試験の委任)

第三十八条の二 警察官の警部、警部補及び巡査部長の職への昇任試験並びにこれに伴う名簿の作成等に関する事項は、警察本部長に委任する。

2 警察本部長は、昇任試験を行う場合には、あらかじめ、その種類及び実施要領を人事委員会に書面で通知し、当該試験が終了したときは、速やかに、書面での結果を人事委員会に報告しなければならない。

(昇任選考の委任)

第三十八条の三 次に掲げる職への昇任選考は、任命権者に委任する。

一 第十七条の三第一号から第三号までの規定により、選考による昇任を行うことができる職

二 前号に掲げるもののほか、別に人事委員会が定める職
2 第三十七条第二項の規定は、前項の昇任選考について準用する。

第四十条中「第三十八条」を「第三十八条の二」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則(第二十六条の改正規定を除く。)による改正後の福岡県の職員の任用に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第六号

事 務 局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月十八日

福岡県人事委員会委員長 箕 田 孝 行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程(平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一任用課の項第五項第一号中「職のうち、」の下に「課長補佐（同相当職を含む。次号において同じ。）以下の職及び」を加え、「第十條第一項第三号」を「第十條第一項第四号」に改め、「もって」の下に「課長（同相当職を含む。）以上の職、」を加え、同項第十六号中「職員を採用するための競争」を「採用」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 第十七條の四の規定により、第十七條第二号イ及びロに掲げる職のうち、課長補佐以下の職及び警察官を除く警察職員の警部相当職以下の職への昇任の選考をすること。

別表第一任用課の項第五項に次の二号を加える。

18 第三十八條の二第二項の規定により、警察官の昇任試験に関し、警察本部長から実施要領等の通知及び試験結果の報告を受けること。

19 第三十八條の三第二項の規定により、任命権者に委任した昇任選考の処理の状況についての報告を受けること。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。